平成３０年（フ）第９号
福井県あわら市山十楽第47号23番地２
債務者　宝井　勇太
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７９号
兵庫県明石市松が丘４丁目２番29―202号、前住所神戸市兵庫区荒田町３丁目13番10号
債務者　千葉美知代
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第２９号
佐賀市開成１丁目５番303―14号　鍋島団地Ｃ３棟
債務者　池田　千年
1　決定年月日時　平成30年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１２号
青森県弘前市大字取上３丁目11番地38　福士住宅Ｃ号、旧住所青森県平川市松崎西田27番地９
債務者　対馬　明人
1　決定年月日時　平成30年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第６７号
神奈川県秦野市尾尻469番地
債務者　福島　千尋
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４２１号
沖縄県那覇市首里石嶺町３丁目198番地　201
債務者　山内　暁江
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第９１５号
東京都中野区江古田２丁目14―11　サンハイツ山田Ｂ　106
債務者　藤本　裕志
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９６６号
東京都大田区矢口２丁目31―５―202
債務者　眞下　義章
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０００号
東京都足立区東和５丁目４―18―203
債務者　江藤　敦子
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１００５号
東京都文京区水道１丁目４―16　エレガンス・ヴィラ２Ｂ
債務者　福島　利英
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１００７号
東京都中野区野方６丁目28―９―101
債務者　伊崎　俊也
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０１１号
東京都江戸川区東篠崎１丁目７―３―1403
債務者　川久保一利
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０１３号
東京都板橋区南町18―１―201、住民票上の住所埼玉県和光市白子１丁目９―５―101
債務者　三谷　優子
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０１９号
東京都新宿区高田馬場３丁目46―９　荒木方４号室
債務者　渡部　圭司
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０２１号
東京都葛飾区西水元１丁目12―23―203
債務者　佐々木珠代
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２号
横浜市旭区今宿東町891番地　カーサⅡ202
債務者　亀井　浩
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部